

横浜市外へ転出される方へ

新住所地では、住み始めた日から14日以内に転入の手続きをしてください。

【転入手続に必要なもの】 (届出が遅れると過料がかかる場合があります。)

- ◎ 転出証明書又は個人番号カード（マイナンバーカード）・住民基本台帳カード
- ◎ 通知カード（お持ちの方のみ） ◎ 外国人住民の方は、在留カード又は特別永住者証明書
- ◎ 本人確認資料（運転免許証・在留カード・健康保険証・年金手帳 など） ◎ 印鑑

▼転出される方が下記に該当する場合、次の手続きが必要です。

項目	(横浜市)区での手続	新住所地での手続
印鑑登録	・転出予定日をもって自動的に廃止されますので手続は不要です。 ・転出予定日前日までに印鑑登録証明書が必要になる場合は、印鑑登録証(カード)のほかに転出証明書等※が必要です。	必要な方はあらためて申請をしてください。手続は各市区町村で異なります。詳しくは転入先の市区町村へ確認してください。
個人番号カード 住民基本台帳カード		転入先へ個人番号カード・住民基本台帳カードを持参して継続利用の手続を行うことにより、引き続き使用することができます。パスワードが必要です。
電子証明書	署名用電子証明書は失効します。	必要な方はあらためて申請をしてください。
公立小中学校の 児童・生徒	今までの学校から次のものをお受け取りください。 ・在学証明書 ・教科用図書給与証明書	転入手続時に持参してください。 ・在学証明書
国民年金	担当窓口で手続をしてください。 ・住民異動届(登録担当窓口でお渡ししたもの)	転入手続時に持参してください。 ・年金手帳
国民健康保険 介護保険 後期高齢者医療制度	各担当窓口で手続をしてください。 ・住民異動届(登録担当窓口でお渡ししたもの) ・国民健康保険被保険者証 ・介護保険被保険者証 ・後期高齢者医療被保険者証	あらためて加入手続をしてください。 (すでに国保に加入している世帯に入る場合、その世帯の保険証を持参してください。)
医療費助成 (小児) (ひとり親家庭等) (重度障害者)	各担当窓口で手続をしてください。 ・医療証	転入先の市区町村にお問い合わせください。 (自治体により助成内容が異なります。)
児童手当	・転出予定日をもって、受給資格がなくなります。 ・担当窓口へ届出を行ってください。	・転入先で、転出予定日の翌日から15日以内に新たに申請してください。(遡って受給ができませんので、お早めに手続をしてください。) ・詳しくは転入先の市区町村へ確認してください。
原付バイク (原動機付自転車) 小型特殊自動車	担当窓口へ次のものを持参し、廃車手続をしてください。 ・ナンバープレート ・標識交付証明書 ・印鑑	次のものを持参し、あらためて登録手続をしてください。 ・廃車証明書 ・印鑑

国外転出される方は税金担当窓口で手続の確認をしてください。

《国外で国政選挙に投票できる在外選挙人名簿への登録をするとき》

区選挙管理委員会(総務課統計選挙係)までお越しください。

《国外への転出届を出された方が、帰国し転入届出をするとき》 注意: 土日祝日は手続ができない場合があります。

次の書類が必要になります。

○パスポート(自動化ゲートをご利用の場合は、帰国日の分かる資料をお持ちください。)

○戸籍全部(個人)事項証明書(謄抄本) ○戸籍の附票

○外国人住民の方は在留カード又は特別永住者証明書等 ○通知カード又は個人番号カード

《転出予定日や新住所地が変更になった場合》

そのまま新しい住所地の市区町村で手続をしてください。

《転出証明書を紛失した場合》

本人確認書類を持って、転出届を行った区役所窓口へお越しください。

《転出をとりやめた時》

転出証明書等※と本人確認資料を持って、転出届を行った区役所窓口へお越しください。

《住民票の写し等の取得について》

転出予定日前日までに必要となる場合は、本人確認資料のほかに転出証明書等※が必要です。

※ 転出証明書又は個人番号カード・住民基本台帳カード・パスポート(国外転出の場合)

横浜市 区役所戸籍課登録担当

横浜市外へ転出される外国人住民のみなさまへ

新住所地に住み始めた日から 14 日以内に、引越し先の役所で転入の手続きをしてください。

【転入手続に必要なもの】

- ◎ 転出証明書 ◎ 在留カード、特別永住者証明書 ◎ 通知カード、個人番号カード

<p>To foreign residents who will move out of the City of Yokohama Please complete the relocation procedure at the office of the municipality you have moved to within 14 days of relocating to that new address.</p> <p>【What you will need】</p> <p>◎ Move-out notification ◎ Resident card / Special Permanent Resident Certificate ◎ Notification Card / Individual Number Card</p> <p style="text-align: right;">英語</p>
<p>致转出至横浜市以外的各位外籍居民 请在转入新居住地之日起算的 14 日内，前往搬迁地的役所办理转入手续。</p> <p>【办理转入手续所需材料】</p> <p>◎ 转出证明书 ◎ 在留卡、特别永住者证明书 ◎ 通知卡、个人编号卡</p> <p style="text-align: right;">簡体字</p>
<p>致轉出至橫濱市以外的各位外籍居民 請在轉入新居住地之日起算的 14 日內，前往搬遷地的役所辦理轉入手續。</p> <p>【辦理轉入手續所需材料】</p> <p>◎ 轉出證明書 ◎ 在留卡、特別永住者證明書 ◎ 通知卡、個人編號卡</p> <p style="text-align: right;">繁体字</p>
<p>요코하마시 밖으로 진출하시는 외국인 주민 여러분께 새로운 주소지에 살기 시작한 날로부터 14 일 이내에 이사하신 곳의 관공서에서 전입수속을 해 주십시오.</p> <p>【전입수속에 필요한 것】</p> <p>◎ 전출증명서 ◎ 체류카드, 특별영주자증명서 ◎ 통지카드, 개인번호카드</p> <p style="text-align: right;">한글</p>
<p>A los extranjeros que se muden fuera de la ciudad de Yokohama Al mudarse, favor de realizar el Registro de Ingreso en el municipio al que pertenece su nuevo domicilio dentro de los primeros 14 días de haber empezado a vivir ahí.</p> <p>【Documentos necesarios para el trámite】</p> <p>◎ Certificado de Salida (que se obtiene en el municipio anterior) ◎ Tarjeta de residente, Certificado de Residente Permanente Especial ◎ Tarjeta de Notificación, Tarjeta de Número Personal</p> <p style="text-align: right;">스페인</p>
<p>Aos estrangeiros que pretendem mudar-se para fora da cidade de Yokohama Execute os trâmites de mudança de endereço na prefeitura da cidade para onde você se mudou dentro de 14 dias após a mudança para o novo endereço.</p> <p>【Itens necessários para os trâmites de mudança de endereço】</p> <p>◎ Notificação de Mudança de Endereço ◎ Cartão de permanência / Certificado de Residente Permanente Especial ◎ Cartão de Notificação / Cartão de Pessoa Física</p> <p style="text-align: right;">ポルトガル</p>